

産業廃棄物管理型最終処分場に係る
環 境 保 全 協 定 書

財団法人鹿児島県環境整備公社

鹿 児 島 県
薩 摩 川 内 市

産業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定書

財団法人鹿児島県環境整備公社（以下「甲」という。）、鹿児島県（以下「乙」という。）及び薩摩川内市（以下「丙」という。）は、甲が薩摩川内市川永野地区に設置する産業廃棄物管理型最終処分場（以下「管理型処分場」という。）の建設及び管理型処分場が廃止されるまでの間の運営（以下「建設及び運営」という。）に関し、次のとおり産業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、管理型処分場の建設及び運営に関して必要な措置を講じ、周辺地域の住民の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（基本的事項）

第2条 甲は、埋立地（産業廃棄物の埋立容量60万立方メートル）、覆蓋施設、遮水工、浸出処理施設、集排水施設、管理施設及びその他の施設からなる管理型処分場を整備するものとする。

2 甲は、周辺地域の住民の安全の確保及び生活環境の保全を最優先に管理型処分場を建設及び運営するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）その他の関係法規を遵守するものとする。

3 乙は、管理型処分場の建設及び運営について、責任を持って甲に対し指導、助言、その他必要な支援を行うとともに、最終的な責任を負うものとする。

4 丙は、周辺地域の住民の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、この協定で定める措置の実施状況の確認を行うものとする。

（産業廃棄物の種類等）

第3条 管理型処分場に搬入できる産業廃棄物の種類は、別表1のとおりとする。

2 搬入する産業廃棄物は、原則として鹿児島県内で発生したものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、災害等緊急やむを得ない場合は、事前に乙及び丙と協議して定めるものとする。

(埋立期間)

第4条 甲が、産業廃棄物の埋立を行うことができる期間（以下「埋立期間」という。）は、埋立開始の日から15年間とするものとする。

2 甲は、前項の埋立期間を変更するときは、あらかじめ乙及び丙と協議するものとする。

(搬入日及び搬入時間)

第5条 産業廃棄物の管理型処分場への搬入日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除くものとする。

2 前項の各日における搬入時間は午前9時から午後4時までとするものとする。

3 災害等やむを得ない事情により、搬入日及び搬入時間を変更する必要がある場合は、乙及び丙と協議するものとする。

(経路)

第6条 管理型処分場の工事用車両の経路は、別紙1に定めるものとする。

2 産業廃棄物の運搬車両の経路は、別紙2に定める国道3号隈之城バイパスの木場茶屋交差点を出入り口としたものとする。

3 災害等やむを得ない事情により、別紙1又は別紙2と異なる経路を定める必要が生じた場合は、乙及び丙と協議するものとする。

(環境保全対策等)

第7条 甲は、管理型処分場の建設及び運営に当たって、甲、乙並びに川永野自治会、木場茶屋自治会、百次大原野自治会及び東大谷自治会（以下「関係自治会」という。）との間で締結した「産業廃棄物管理型最終処分場に係る基本協定書」及び「産業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定書」に基づき、適切な措置を講じるものとする。

2 甲は、別表2に掲げる調査項目について、同表に掲げる調査地点において環境モニタリングを実施し、その結果を公表するものとする。

3 甲は、管理型処分場において発生する浸出水については、河川に放流せず、浸出処理施設で処理した後、管理型処分場内で循環利用するものとする。

(埋立終了後の維持管理)

第8条 甲は、産業廃棄物の埋立の終了に当たっては、事前に乙及び丙に報告するものとし、埋立の終了後は、乙から管理型処分場の廃止確認を受けるまでの間は、適正に管理型処分場の維持管理を行うものとする。

(定期報告)

第9条 甲は、搬入実績及び別表2に掲げる各種のモニタリング結果について、毎月乙及び丙に報告するものとする。

(異常時の対応)

第10条 甲は、管理型処分場で周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのある故障又は事故が発生した場合には、直ちに搬入を停止し、適切な措置を講じるとともに、その状況を速やかに乙及び丙に報告するものとする。

2 甲は、事故等の原因を究明し、再発防止のための措置を講じた後でなければ産業廃棄物の搬入を再開してはならないものとする。

(連絡調整)

第11条 甲、乙及び丙は、周辺地域の住民の安全の確保及び生活環境の保全に関する事項に関し連絡調整を行うための協議の場を設置するものとする。

(報告、立入り)

第12条 丙は、管理型処分場の建設及び運営に関し、周辺地域の住民の安全の確保及び生活環境の保全のため必要があると認めた場合は、甲に対し、必要な報告を求め、又は丙の職員をして管理型処分場に立ち入ることができるものとする。

2 甲は、前項の規定による報告、立入りに協力するものとする。

(措置の要請)

第13条 丙は、前条第1項の規定に基づく立入りの結果、周辺地域の住民の安全の確保及び生活環境の保全のため必要があると認めた場合には、甲に対して直接又は乙を通じて、適切な措置を講じることがを要請することができるものとする。

(情報公開及び情報提供)

第14条 甲は、管理型処分場の建設及び運営について、積極的に情報公開を行うものとする。

2 甲は、管理型処分場の建設に当たり、作業計画や進捗状況を乙及び丙に報告するものとする。

3 甲が実施する周辺環境保全対策におけるモニタリング結果等において、周辺地域の住民の安全の確保及び生活環境の保全に影響があるおそれのある事象が判明した場合は、速やかに乙及び丙に報告するものとする。

(苦情処理)

第15条 甲は、周辺地域の住民から管理型処分場の建設及び運営に関して苦情を受けたときは、誠意を持って迅速に処理するものとする。

(被害の補償)

第16条 甲は、管理型処分場の建設及び運営に起因して周辺地域の住民に被害を与えた場合は、乙の支援を得て、誠意を持ってその損害を賠償するものとする。

(施設の変更)

第17条 甲は、管理型処分場の施設の改良又は変更（廃棄物処理法第15条の2の5第1項ただし書きに定める軽微な変更を除く。）を行う場合は、乙及び丙と協議するものとする。

(安全監視委員会への参加)

第18条 丙は、管理型処分場の建設及び運営に当たり、周辺地域の住民の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、甲、乙及び関係自治会の協議により設置される安全監視委員会に加わるものとする。

(その他)

第19条 甲は、管理型処分場の建設及び運営に関し、必要な規程等を定める場合は、乙及び丙と協議するものとする。

2 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたとき若しくは協定を変更する必要性が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年1月17日

甲 財団法人鹿児島県環境整備公社 理 事 長 山田 裕章

乙 鹿児島県 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

丙 薩摩川内市 薩摩川内市長 岩切 秀雄

別表 1 （第 3 条関係）

産業廃棄物の種類
（産業廃棄物） 燃 え 殻, 汚 泥, 廃 プ ラ ス チ ッ ク 類, 紙 く ず, 木 く ず, 繊 維 く ず, 動 植 物 性 残 さ, ゴ ム く ず, 金 属 く ず, ガ ラ ス く ず ・ コ ン ク リ ー ト く ず 及 び 陶 磁 器 く ず, 鉋 さ い, が れ き 類, ば い じ ん, 1 3 号 廃 棄 物

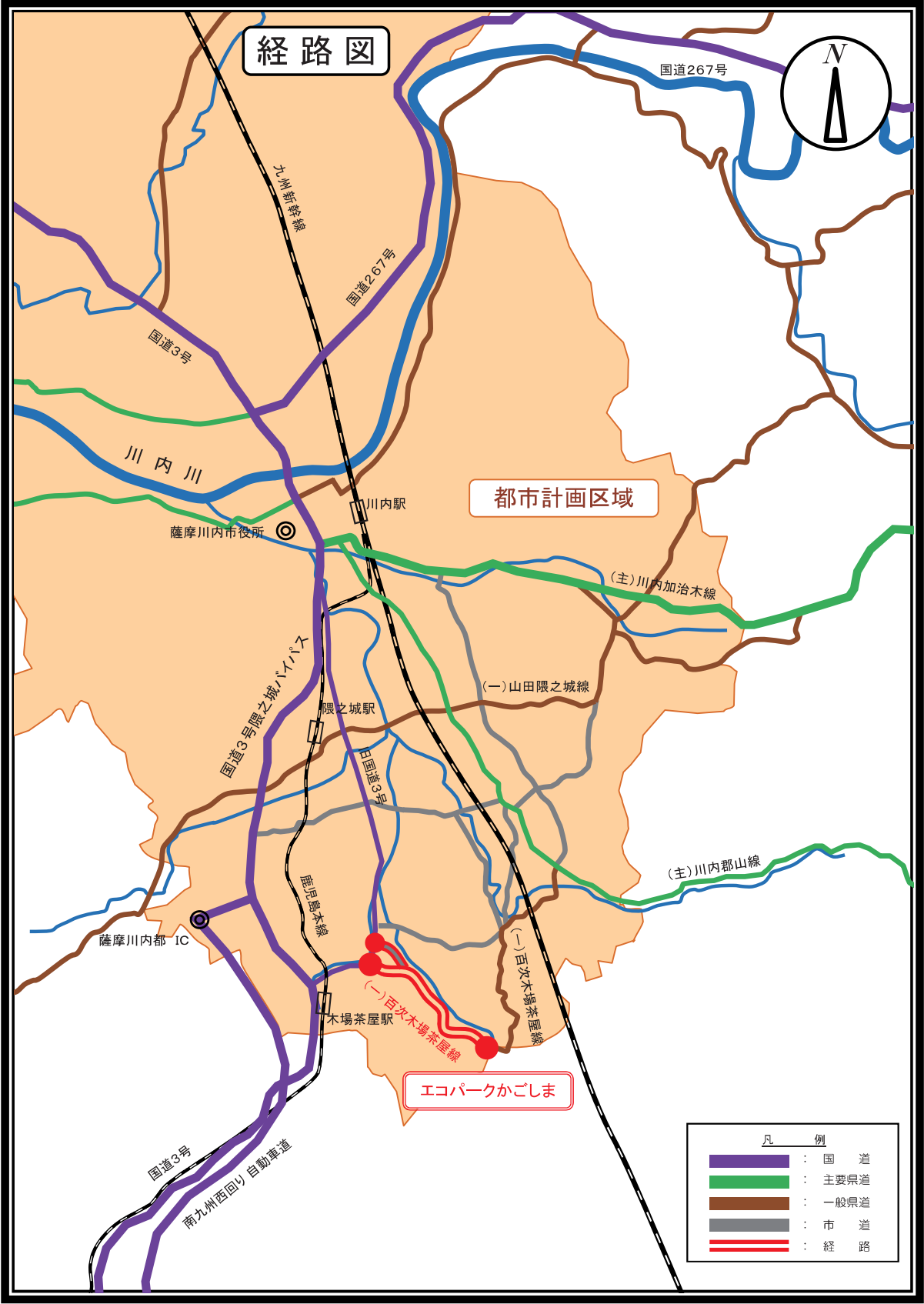
別表 2 (第 7 条, 第 9 条関係)

項目	調査地点	頻 度	調 査 項 目
浸出水（原水）	浸出水処理施設	毎 日	p H, 電気伝導率
		月 1 回	B O D, C O D, S S, 窒素含有量, 塩化物イオン濃度
		年 1 回	アルキル水銀化合物, 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物, カドミウム及びその化合物, 鉛及びその化合物, 有機燐化合物, 六価クロム化合物, 砒素及びその化合物, シアン化合物, ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）、トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン及びその化合物, ほう素及びその化合物, ふっ素及びその化合物, アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物, ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量, 動植物油脂類含有量）, フェノール類含有量, 銅含有量, 亜鉛含有量, 溶解性鉄含有量, 溶解性マンガン含有量, クロム含有量, ダイオキシン類
浸出水（処理水）	浸出水処理施設	毎 日	p H, 電気伝導率
		月 1 回	B O D, C O D, S S, 窒素含有量, 燐含有量, 大腸菌群数
		年 2 回	アルキル水銀化合物, 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物, カドミウム及びその化合物, 鉛及びその化合物, 有機燐化合物, 六価クロム化合物, 砒素及びその化合物, シアン化合物, P C B, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン及びその化合物, ほう素及びその化合物, ふっ素及びその化合物, アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物, ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量, 動植物油脂類含有量）, フェノール類含有量, 銅含有量, 亜鉛含有量, 溶解性鉄含有量, 溶解性マンガン含有量, クロム含有量, ダイオキシン類

項目	調査地点	頻 度	調 査 項 目
地 下 水	地下水集排水ピット (1地点)	常 時	p H, 電気伝導率
		月 1 回	塩化物イオン
		年 2 回	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, アルキル水銀, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素
		年 1 回	P C B, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, ダイオキシン類
水	モニタリング用 観測井戸 (2地点)	年 2 回	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, アルキル水銀, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素
		年 1 回	P C B, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, ダイオキシン類
大気質	敷地境界 (1地点)	開始時 及び 必要時	粉じん
騒音	敷地境界 (1地点)	開始時 及び 必要時	騒音レベル
振動	敷地境界 (1地点)	開始時 及び 必要時	振動レベル
悪臭	敷地境界 (1地点)	年 1 回	臭気濃度 (必要に応じ, 以下の項目を実施する) アンモニア, 硫化水素, メチルメルカプタン, 硫化メチル, 二硫化メチル, トリメチルアミン, アセトアルデヒド, プロピオンアルデヒド, ノルマルブチルアルデヒド, イソブチルアルデヒド, ノルマルバレルアルデヒド, イソバレルアルデヒド, イソブタノール, 酢酸エチル, メチルイソブチルケトン, トルエン, スチレン, キシレン, プロピオン酸, ノルマル酪酸, ノルマル吉草酸, イソ吉草酸 (以上, 特定悪臭物質 2 2 項目)

項目	調査地点	頻 度	調 査 項 目
河川水	河川（2地点） 管理型処分場下流	年2回	p H，電気伝導率，塩化物イオン，S S，カドミウム，全シアン，鉛，六価クロム，砒素，総水銀，硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素，フッ素，ほう素，セレン
井戸水	井戸 関係地域内	年1回	p H，電気伝導率，塩化物イオン，一般細菌，大腸菌，有機物，味，臭気，色度，濁度

別紙1 (第6条関係)



別紙2 (第6条関係)

